

三重とこわか国体鳥羽市輸送・交通業務実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市輸送・交通基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における輸送・交通業務について、必要な事項を定め、その円滑な準備、運営を期することを目的とする。

2 実施方針

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、輸送・交通業務の実施にあたり、関係機関・団体等の協力を得て、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図るものとする。

3 輸送業務の基本事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手、監督
- イ 競技役員
- ウ 視察員、報道員
- エ その他の関係者
(以下アからエを「国体参加者」という。)
- オ 一般観覧者

(2) 実施期間

輸送業務を実施する期間は、原則として鳥羽市で開催する競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、延長することができる。

(3) 輸送業務の範囲

- ア 輸送業務の範囲は、実行委員会の指定下車駅（最寄駅）等（以下「指定乗降駅」という。）、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。
- ウ 競技会場等への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

4 輸送車両及び駐車場の確保

(1) 車両の確保及び運行

計画輸送に使用する車両は、借上バス及びタクシーのほか、関係機関及び団体等の協力を得て必要数を確保し、輸送力の向上に努める。

(2) 指定駐車場の確保及び開設

大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘定し、関係機関及び団体等の協力を得て競技会場周辺等に必要な指定駐車場の確保に努め、必要に応じて臨時駐車場を確保する。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

競技会に関わる輸送については、関係機関及び団体等の協力を得て、輸送対象別に輸送方法、発着場所、発車時間、輸送経路等を内容とする輸送計画を作成し、効率的な輸送を行う。

(2) 輸送案内

指定乗降駅及び会場内に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

(2) 案内・誘導

大会参加者関係車両を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、指定乗降駅、競技会場及びその周辺並びに駐車場に、案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(4) 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

(5) 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、収容可能台数に応じた駐車台数の管理、満車時における他駐車場への誘導等を行う。

(6) 駐車許可証の交付

特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、適切な車

両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

7 環境への配慮

三重とこわか国体期間中における、環境への負担の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

8 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。